

第1章

計画の基本的事項

第1章

障害者
施策の
現状
第2章
障害者

計画の
全体像
第3章

計画の
推進体制
第4章

重点
施策
第5章

基本
施策
第6章

障害
福祉
計画
第7章

資料
編
第8章

1 計画の趣旨

◆東広島市障害者福祉行動計画（平成9年度～平成17年度）策定

東広島市は、平成9年度に、「東広島市障害者福祉行動計画」を策定し、“あいあいシティ・東広島”を基本理念として、“であいのまちづくり”、“ふれあいのまちづくり”、“ささえあいのまちづくり”の3つの方針のもとに、各種の障害者施策を進めてきました。この計画は、第3次東広島市総合計画の個別計画として、また、障害者基本法に規定する市町村障害者計画として位置づけられました。

◆障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）

わが国では、社会福祉の抜本的な改革が進み、特に障害者支援サービスの分野では、平成14年4月に精神障害者居宅サービス提供主体が市町村になるとともに、平成15年4月には「支援費制度」が導入されました。支援費制度開始により、障害者の地域での生活支援も広がりを見せましたが、一方で、国・地方公共団体共に財政面での課題を抱えることになりました。また、サービス提供体制の地域間格差、サービス体系の複雑さ、身体・知的障害者と精神障害者との制度間の不整合、就労支援の問題など、さまざまな課題が生じてきました。

これらの課題を解消し、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざした「障害者自立支援法」が平成17年10月31日に制定されました。障害者自立支援法第88条第1項には、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」を定めることとされています。

◆障害者基本法の一部改正（平成19年4月1日）

障害者基本法において、すべての市町村が障害者のための施策に関する基本的な計画を定めることが規定されています。



東広島市は、「東広島市障害者福祉行動計画」に基づいて、障害者施策に積極的に取り組み、一定の成果を挙げることができましたが、障害者が地域で安心して自立した生活を送るためのさまざまな地域課題も見えてきました。

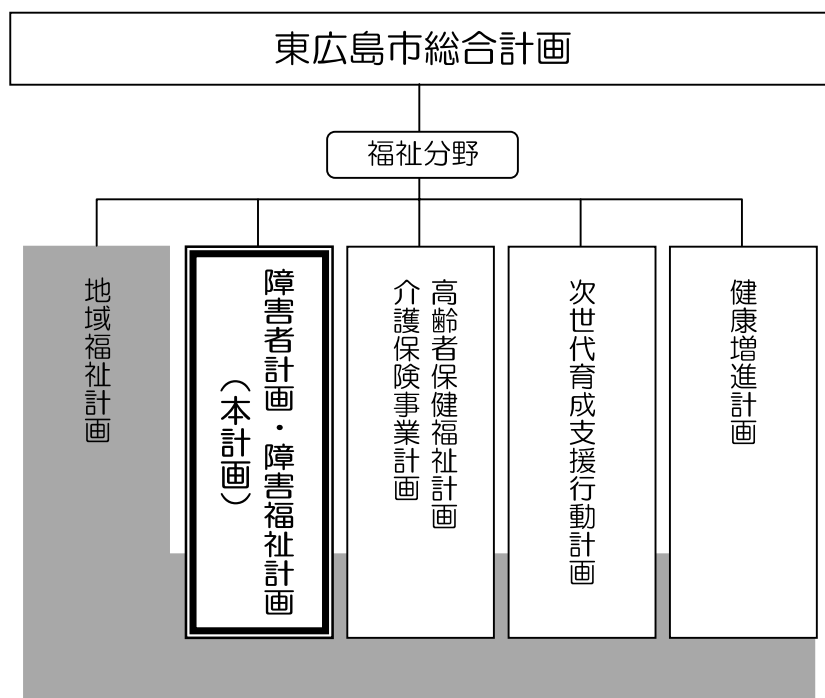
前計画の成果を踏まえつつ、さらに発展的に一人一人の意向を踏まえた支援を行っていくため、東広島市における障害者施策の基本理念と具体的な施策について定める「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、広島県の「広島県障害者プラン」を踏まえ、「東広島市総合計画」をはじめ、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、東広島市における障害者施策に関する基本的な指針を定めます。

■市関連計画との関係



3 計画の対象者

障害福祉計画における目標数値については、障害者自立支援法第4条第1項に規定する障害者と第2項に規定する障害児を対象としています。

計画全体としては、障害者自立支援法に規定される障害者だけでなく、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等も含めた計画としました。

4 計画の期間

- ◆障害者計画の期間は、平成19年度から平成23年度の5ヵ年とします。
- ◆第1期障害福祉計画の期間は、平成19年度から平成20年度の2ヵ年とします。
- ◆第2期障害福祉計画の期間は、平成21年度から平成23年度の3ヵ年とします。
- ◆障害福祉計画の策定に当たっては、目標年度を平成23年度とします。

障害福祉計画は、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標等を数値目標として掲げています。

障害福祉計画の見直し時には、新たな社会情勢の変化、関連する法・制度の改変に応じて、目標数値の見直しを検討するとともに、障害者計画においても必要に応じて見直しを行います。

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
障害者計画	策定					
障害福祉計画	策定	第1期				
			見直し	第2期		

5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

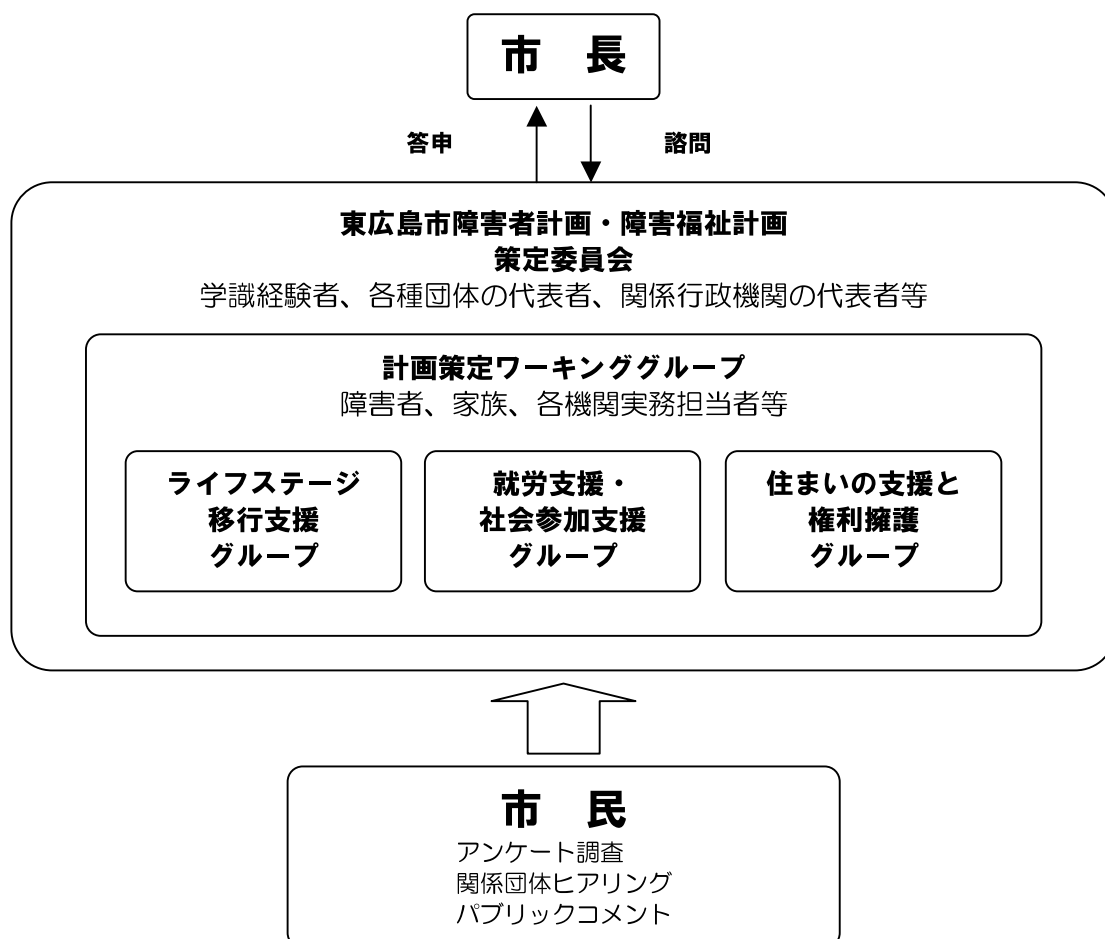
① 計画策定ワーキンググループ

障害者、家族、関係機関、相談支援事業者、行政担当者等で組織した計画策定ワーキンググループで協議し、計画の原案を作成しました。

② 計画策定委員会

学識経験者、関係機関代表者等で組織した計画策定委員会に計画の原案を諮り、重要事項等を審議しました。

■計画の策定体制



(2) 市民の意見反映

① アンケート調査の実施

市内に在住の障害者、市内の施設、病院に入所（入院）している障害者を対象に、アンケート調査を実施し、日常生活、介護、就労、日中活動等の状況や今後の生活、サービス利用、地域との関わりへの意向等について意見を伺いました。

◆調査票の種類

- ア. 在宅調査（18 歳以上の在宅で生活をしている人）
- イ. 施設調査（18 歳以上の施設に入所または精神科の病院に入院している人）
- ウ. 児童調査（18 歳未満の在宅で生活している児童）

◆調査対象者

平成 18 年 6 月現在、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の中から無作為で対象者を選びました。

◆調査期間

平成 18 年 6 月 27 日～平成 18 年 7 月 12 日

◆配布・回収方法

- ア. 在宅調査、ウ. 児童調査については、郵送による配布・回収を行いました。
- イ. 施設調査については、施設・病院を通じて配布・回収を行いました。

◆配布数・回収数・回収率

調査票	配布数	回収数	回収率
ア.在宅調査	1,166	579	49.7%
イ.施設調査	300	266	88.7%
ウ.児童調査	334	197	59.0%
合 計	1,800	1,042	57.9%

② 関係団体ヒアリングの実施

障害者の保健・福祉関係機関、事業者、団体、グループ活動を行っている方等から、障害福祉施策や計画についての意見を伺いました。

③ 障害者福祉フォーラム・※パブリックコメントの実施

関係者や地域住民の地域共生のまちづくりに対する意識高揚を図るため、障害者福祉フォーラムを開催しました。また、その場で計画の中間案を提示し、アンケート形式によるパブリックコメントを実施しました。

実施日	平成 19 年 1 月 27 日	実施場所	サンスクエア東広島アザレアホール
プログラム	1 基調講演	講演者：露の団六氏 演 題：兄貴は楽しい？ダウン症	
	2 リレートーク	出演者：露の団六氏、障害者の家族、相談支援専門員 テーマ：障害者と家族と地域と、そして私	
参加者等	来場者数	約 210 名	
	パブリックコメント アンケート回収数	87 枚	

また、市のホームページ上でもパブリックコメントを実施しました。

期間	平成 19 年 3 月 1 日～14 日(14 日間)
アクセス数	723 件
意見数	9 件



パブリックコメント | : 住民などの公衆の意見を言う。日本では、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。